

# 2020年度 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 「遊べる・学べる淡海子ども食堂」開設支援助成 実 施 要 綱

## 1. 趣旨

この要綱は「社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 はぐくみ基金設置及び管理規定」の第4条第2項に基づき、助成事業に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2. 事業目的

本事業は、“ごはん”を通じて子どもと地域がつながる垣根のない居場所「遊べる・学べる淡海子ども食堂」づくりを通じて、だれもが「おめでとう」と誕生を祝福され、「ありがとう」と看取られるひたすらなるつながりの社会をつくっていくものとする。

## 3. 助成対象

助成の対象は、「遊べる・学べる淡海子ども食堂」の目的を理解し、地域のなかで継続して事業に取り組もうとする縁特別会員のうち団体会員および社会福祉法人会員または団体会員および社会福祉法人会員から推薦のあった団体とする。

## 4. 助成内容

本事業は、地域の子どもたちが、ご飯を食べたり、宿題をしたり、本を読んだり、遊んだり等、地域の大人とつながり、安心して過ごすことのできる地域食堂としての子ども食堂を定期的に開設し、地域の高齢者等をはじめ多世代の参画を得て活動するものに対し、立ち上げ等にかかる経費を1回限り、10万円を助成する。

## 5. 助成金の申請

助成金を申請する団体は、「実施申請書」（様式1）、「事業計画書」（別紙1）ならびに「助成金請求書」（別紙2）を添付し、別に定める期日までに推薦した縁特別会員団体を通じて滋賀県社会福祉協議会会長（以下、会長）に提出するものとする。

## 6. 実施の決定

- (1) 審査会において「実施申請書」等提出書類を審査し、会長が助成金の交付を決定するものとする。
- (2) 会長は、前項の規定により助成を決定したときは、速やかにその旨を申請団体に通知するものとする。

## 7. 助成の条件

実施団体（助成決定団体）は、次に掲げる事項について確実に取り組むものとする。

- (1) 参加する子どもの安全への十分な配慮（参加者全員を対象とした保険への加入）
- (2) 「子ども食堂つながりネットワークSHIGA」への加入ならびにそこで企画する交流・学習等事業や協議の場への参加

(3) 本会による運営への助言等の受け入れ

8. 事業の変更または中止

実施団体が、事業内容を変更し、または事業を中止する場合には、事前に会長の承認を得なければならない。

9. 助成金の交付

会長は、助成金の交付決定がされた実施団体に対して、申請から概ね3か月以内に助成金を交付するものとする。

10. 実績報告

実施団体は、翌年4月末日までに、本会に、「実施報告書」(様式2)、「事業実施報告書」(別紙3)を提出しなければならない。

11. 助成決定の取り消し

会長は、実施団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消し、助成金の返還を求めることがある。

(1) 実施団体から辞退の申し出があったとき

(2) 実施団体が活動を中止したとき

(3) やむを得ない事由を除き、年度内に活動が確認できないとき

(4) 実施団体が、縁特別会員団体からの推薦の取り下げ等により実施主体の要件を欠いたとき

(5) 実施団体に法令違反や社会通念上不適切な行為があったと認められるとき

12. その他

上記1から11に掲げる事項以外で、助成の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則 本要綱は令和2年4月1日から施行する。